

第11回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成28年2月4日(木)
午前10時から午前11時49分まで
- 2 会 場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 (委員) 向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、
小松崎委員、近藤委員、段木委員、中村委員、
福永委員、布施議員、村尾委員
(※下線は代理出席)
(事務局) 大木事務局長 ほか11人
- 4 傍聴者 (議員) 松井議員
(一般傍聴者) 2人
(報道関係) 1人

5 協議事項及び協議結果

(1) 予算・決算審査特別委員会5分科会審査の検証と評価について

委員長から5分科会審査分散開催の具体的な日程案2案を提案し、協議した。提案の基本的考え方は、1分科会の審査期間は2日間とした中で、以下の2案が示された。

《提案1》5分科会(2日間審査)を3日間の審査期間内で割り振る場合(中日は同時開催となる)

《提案2》5分科会(2日間審査)を4日間の審査期間内で割り振る場合(2グループが連日開催)

その後、2案の分散開催案を基に意見交換会を行った。主な意見として、

- ・ 会派の見解は3日案。どちらにせよ今回は、試行として実施した後に検証していただきたい。
- ・ 会派としては、4日案。
- ・ 会派としては、4日案だが、1日おきに交互にグループが入れ替わる運営日程のほうが時間に余裕ができるのではないか。
- ・ 4日案を試行で行い、不都合があれば改善・検討すべき。1つのグループが連続で開催するより、2グループが交互に開催するほうが、準備期間があり、より充実した対応ができる。

などが述べられ、基本的な考え方は、提示した4日案で了承された。なお、今回決定した分散開催方法は、第1回定例会の予算審査特別委員会で試行的に実施し、第3回定例会開催前までに検証を行い、それを第3回定例会決算審査特別委員会に反映させていくことで合意された。

また、委員外議員の発言の取り扱いについては、財政局特出し審査が実施さ

れないため、原則に立ち返り、会議規則に則った対応とすることが確認された。

(2) 反問権の検討について

事務局より反論権を行使している松阪市を事例紹介した後、意見交換を行った。主な意見として、

- ・ 議会基本条例を制定し、反問権・反論権について明文化していくべき。
- ・ 反問権の概念は、本市の先例による趣旨確認の規定で対応が可能。
- ・ 反問・反論権を制度化し、明確にすることは必要。

などが述べられ、首長に対して反論できる権利を付与するか否かについては、会派で協議の上、次回までに報告することとなった。

(3) 委員会中継の検討について

各会派に中継画像を見てきてもらっており、それを踏まえた上で意見交換を行った。主な意見として、

- ・ 一概に全部設置ではなく、試行的にスタートした上で検証しながら取り入れていくのが良いのではないかと考える。
- ・ 会派として、開かれた常任委員会の在り方というものを考えているので、何らかの形で中継すべきだという考えは変わっていない。画像処理機能のある固定カメラ1台の設備（以下、「B」）又は画像処理機能のないホームビデオカメラ程度の設備（以下、「C」）で可能性があるのであれば、Cが安価で良いと考える。
- ・ 運用のあり方をもう少し検討したうえで、効果的なやり方を。一概に本会議中継レベルのハイスペックな設備（A）、Bだとは結論が出せない。
- ・ 今の状況の中、試行でやるのならば、やらない方が良い。やるのであれば、しっかりと精査して庁舎建て替えが目の前で、例えば、発言取り消しなどに速やかに対応できる機能を備えたものを導入したほうが良いのではないか。会派としては時期尚早と考える。
- ・ Cの you tube や ustream で、まず始めてみるのはどうか。

などが述べられた。今後、常任委員会の機能強化を検討していく中で、協議するタイミングが来た時点で併せて協議することとなった。

(4) 議会基本条例の検討について

事務局から政令市全体の議会基本条例の規定項目等について説明後、質疑応答が行われた。

他の改革項目の協議を先行し、その結果をふまえ、改めて議会基本条例を作成するか否かを含めて協議することとなった。

(5) 次回の開催日程について

第12回協議会は、第1回定例会の会期中に開催することとし、日程が決定次第、委員に通知することとなった。